

●消費生活相談事例●

【20代は特に注意！】簡単に稼げるという副業

スマートフォンで検索した副業サイトに登録し、メッセージアプリでやり取りをすることになった。仕事の内容は、自分のブログや画像投稿サイトに商品の紹介の広告を掲載するだけであり、仕事のやり方や代金、支払い方法についての説明があった。送られてきたURLから申し込むと、業者から代金2,000円の請求メールとアフィリエイト教材がデータで送られてきた。教材を利用するには最初にパソコンからアフィリエイトサイトへの登録が必要だが、パソコンを持っていないため、登録できない。解約したい。
(玉野市：10歳代 女性)

トラブル防止のポイント

SNSや動画広告、検索で表示された副業の広告には、「簡単に稼げる」「もうかる」といった、気軽さ、メリットのみの文言が強調されていますので、注意が必要です。
また、「すぐに元を取ることができる」「サポート費用は稼いだ分で後から支払えばよい」などと言われて高額なサポート契約や情報商材の購入を勧誘されているケースもあります。事業者の説明をうのみにせず、どのような作業を行うのか、利益が出る仕組みとはどのようなものかなどを自分で調べて、よくわからなければ契約しないようにしましょう。
少しでも不安に思ったら早めに消費生活センター等に相談しましょう。

消費者教育教材資料表彰2024優秀賞を受賞！

岡山県が作成した教材が、公益財団法人消費者教育支援センターの消費者教育教材資料表彰2024優秀賞を受賞しました。



公益財団法人 消費者教育支援センター 主催
消費者教育教材資料表彰2024
優秀賞

受賞作品

みんなが安心して消費生活をおくるために
～見守り・気づきヒント集～

DVD付冊子

岡山県消費生活センター 刊行物の紹介 検索

令和6年度 消費生活講座

消費者のみなさんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供します。

回	日時	テーマ・講師	場所
3	11月15日(金曜日) 13:30～15:00	●健康寿命と食生活 講師：ノートルダム清心女子大学 人間生活学部食品栄養学科 准教授 焔硝岩 政樹氏	きらめき プラザ3F 301会議室
4	令和7年 予定 2月21日(金曜日) 13:30～15:00	金融に関する内容を含めた講座 講師：未定	

上記4回目の講座日時、テーマ等は10月頃最終決定予定です。決まり次第、ホームページと公式Xでお知らせします。受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※参加費無料。来場には公共交通機関の利用にご協力ください。定員100名先着順です。日時、講師、会場等が変更となる場合があります。

センターからの

2024
秋号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2024.9月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 強引な訪問購入業者に注意して～「何でも買い取る」といっても貴金属が目的の場合が多くあります。～
- わが家の地震対策は大丈夫ですか？
- 災害に便乗した悪質商法に注意！
- 新紙幣発行に便乗したトラブルにご注意ください
- 消費生活相談事例
- 【20代は特に注意!】簡単に稼げるという副業
- 消費者教育教材資料表彰2024優秀賞を受賞
- 消費生活講座ご案内

消費生活に関するご相談は

- 岡山県消費生活センター相談ダイヤル
岡山 …… 086 (226) 0999 火曜日～日曜日 9:00～16:30
津山分室 …… 0868 (23) 1247 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30
- 消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)
- 岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715
ホームページ: <https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>
X (旧Twitter) アカウントID @SyohiOkayamaken
- 消費のアドバイス等 山陽新聞・さりお(生活情報紙)・おかやまコープ機関誌 毎月掲載

強引な訪問購入業者に注意して

～「何でも買い取る」といっても、貴金属が目的の場合が多くあります。～

年配の女性から「何でも買い取る」と電話があり、着なくなった服を買い取ってもらうことで来訪を了承。訪問してきたのは若い男性で、服を出したところ、「服は価値がない」「ガソリン代にもならない」「貴金属はないか」と言われた。

断ったが、「見せてもらうだけでいいから」と言って、全く帰ろうとしない。仕方なく、銀のネックレスと指輪を見せた。服は1,000円、銀のネックレスと指輪は3,000円で買い取られた。安値で買い取られたことを後悔し、電話したら「お繋ぎできません」とアナウンスされた。ネックレスと指輪を返してほしい。

- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入をしようとする購入業者が、突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、購入業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。

(国民生活センター見守り新鮮情報参照)



わが家の地震対策は大丈夫ですか？

私たちが暮らす岡山県は自然災害の少ない県と言われていますが、南海トラフ地震が今後30年以内に70～80%の確率で発生すると予測されています。本年8月8日には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が気象庁から初めて発表されるなど、近年、大規模地震災害の発生リスクは高まっています。地震発生時の被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動を取ることが大切です。そのためにも、各家庭で地震への備えを今一度確認しましょう。

地震発生時にあわてないために 家庭での準備をしっかりとしましょう！

持出品・備蓄品を揃えよう

- 飲料や非常食、防災グッズなどが入った、災害時にすぐに持ち出せる袋を準備しておきましょう。
- 大災害では避難所に入れない場合がありますので、食料（最低3日分）、生活用品など、自宅で7日間過ごす時に必要な備蓄品を備えておきましょう。
- 定期的の使用期限や消費期限を確認し、期限の近いものは消費し補充しましょう。



家の安全を確認しましょう

- 冷蔵庫や家具類の転倒防止、置物などの落下防止、ガラス類の飛散防止などをおこなしましょう。
- 玄関、部屋出入口、廊下等の避難経路や、就寝場所周辺、台所等の火気周辺などには、倒れやすい家具類や物を置かないようにしましょう。
- ブロック塀等の家の周りの設備も老朽化やひびなどを点検し、早めに補強しましょう。



家族で話し合おう

- 地震発生時に慌てないように、家族の役割分担、避難場所、避難経路、連絡方法等を事前に決めておきましょう。
- 家族と電話が繋がらない場合に備えて、災害用伝言ダイヤル（171）の使い方を練習しておきましょう。



災害に便乗した悪質商法に注意！

豪雨、台風、地震、大雪などの大規模災害の後は、これに便乗した悪質商法による消費者トラブルが増加する傾向にあります。

災害に便乗した悪質な修理業者に注意！

災害発生前後、突然自宅を訪問して無料点検すると言って屋根に上り、「屋根が壊れています。このままでは屋根が飛んで近所に迷惑をかけてしまう恐れがあるため、すぐに修理したほうがいいですよ。」などと言い、修理契約を迫られた。

注意すべきポイント！

- 「今修理しないと大変なことになる」など、不安をあおる勧誘を受けても、**その場で契約しない！**
- 周囲の人に相談して、**契約は慎重に！**
- 複数の業者から見積もりを取り、費用・工期・業者の信頼性などを**十分に確認！**



「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意！

来訪した保険金申請代行業者に「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる。」などと契約を迫られた。

注意すべきポイント！

- 保険による補償ができるかは契約の内容によるため、「保険金使える」と言われても**その場ですぐに契約しない！**
契約書を確認し、ご自身で契約している保険会社や代理店に問い合わせを。
災害が起こる前に保険の契約内容を確認！
- 成功報酬として、**事前に説明のない多額の手数料等を請求する悪質な業者がみられます。**
「保険の申請サポートをする」などと**勧誘されたら要注意！**

寄付金、義援金

市役所の職員を名乗り、「寄付金」「義援金」を集めていると訪問された。

注意すべきポイント！

- 公的機関が、電話や訪問等で寄付金、義援金を求めることはありません。**募っている団体等の活動状況や用途をよく確認！**
- 不審な電話はすぐに切り、**周囲の人や公的機関に相談！**



新紙幣発行に便乗したトラブルにご注意ください

約20年ぶりとなる新紙幣が7月に発行されました。これに伴う「新紙幣発行に便乗した詐欺行為」もすでに発生しています。また、「旧紙幣が使えなくなるから」と言われ、交換を求められたり、金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言って現金をだまし取る詐欺被害が発生する恐れがあります。

消費者へのアドバイス 新紙幣発行後も、現在の紙幣は使えます。

金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありません。第三者に渡さないでください。

新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察に相談しましょう。不審に思ったら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

不安に思ったとき、トラブルにあった時は、お住まいの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン（局番なし）**188**（身近な消費生活相談窓口につながります）